

年に続き5月12~17日の 6日間、イオン釧路昭和 しべちゃフェアが、昨

店で開催されました。

役場が主体となり、町内 の11店舗が本町の特産品 てもらうことを目的に 品を多くの方に広く知っ JAしべちゃや商工会、 本町の魅力あふれる商

る大盛況のうちに終了し る店が続出。昨年を上回

には終了時間前に完売す

くの方が来場し、最終日

今回のフェアも連日多

本町では、新たに農業を始める意欲を持った方へ新規就農支援を行っています。

その新規就農支援制度を今年度からさら に拡充します。主な改正内容は、下記のと おりです。

①移転就農一時金(50万円)の追加

現在町内で農業を営む方が、規模拡大などに合わせ、町内の遊休施設などを活用して営農を継続する場合、対象になります。

②新規就農一時金(100万円)の追加

町内で新規就農を予定している方が、 町内で新たに農業を営む場合、対象になります。

■問い合わせ/

役場農林課農業企画係(⑰番窓口**☎**485-2111内線242)

新規就農支援制度を さらに拡充します



森林の立木を伐採するときは 届け出が必要です

森林所有者が森林(※1)の立木の伐採を行う場合は、伐採および伐採後の造林について、 事前に届け出が必要です。

また、1 haを超える伐採は「林地開発行為」の届け出と、知事の許可が必要です。(保安林では、立木の伐採および土地の形質の変更などについて、知事の許可などが必要です)

森林の土地を取得したときは 届け出が必要です

個人・法人を問わず、売買契約のほか、相続や贈与、法人の合併などにより、森林(※1)の土地を新たに取得した場合に、事後の届け出として土地の所有者の届け出が必要です。面積が小さくても届け出の対象になります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出(※2)を提出した場合には、土地の所有者の届け出は不要です。

- ※1 都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届け出の対象となる可能性が高いので注意してください。
- ※2 次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後の届け出が必要です。
 - 市街化区域/2,000㎡
 - その他の都市計画区域/5,000㎡
 - 都市計画区域外/10,000㎡

■問い合わせ/役場農林課林政係(⑰番窓口☎ 485-2111 内線 246)

